

4 税 率 に 関 す る 調

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
県 民 税	1. 個人			
	(1) 均等割	(ながさき森林環境税及び東日本大震災復興関連臨時特例を含む) 2,000円	(ながさき森林環境税及び森林環境税を含む) 2,000円	普通徴収分
	(2) 所得割 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	一律 4%	同 左	6月、8月、10月、1月 特別徴収分 毎月6月～5月
	(3) 利子割	支払を受ける利子等 5%	同 左	特別徴収 翌月10日
	(4) 配当割	上場株式等の配当等 5%	同 左	特別徴収 翌月10日
	(5) 株式等譲渡所得割	上場株式等の譲渡益 5%	同 左	特別徴収 翌年1月10日
	2. 法人			
	(1) 均等割 資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては純資産として政令で定めるところにより算定した金額)	50億円を超える法人 840,000円 10億円を超え50億円以下の法人 567,000円 1億円を超え10億円以下の法人 136,500円 1,000万円を超え1億円以下の法人 52,500円 その他の法人 21,000円 ※ながさき森林環境税(標準税率×5%)を含む	同 左	公共法人等及び法人でない社団又は財団(均等割のみ課税法人) 4月30日 その他の法人 事業税(法人分)に同じ
	(2) 法人税割	[平成26年10月1日以後に始まる事業年度分からは次の税率] 4.0%	同 左	
	法人税額	(中小法人で法人税額が年1,000万円以下の場合 3.2%) [令和元年10月1日以後に始まる事業年度分からは次の税率] 1.8% (中小法人で法人税額が年1,000万円以下の場合 1.0%)	同 左	
事 業 税	1. 個人 事業の所得	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% ただし、 第3種事業のうち あ ん摩、マッサージ又は指 圧、はり、きゅう、柔道整 復その他の医業に類する事 業及び装蹄師業 3%	同 左 同 左 同 左	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～11月30日
	2. 法人	[平成28年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率]		
	収入金額	電気・ガス供給業、 生命・損害保険事業 0.9%	同 左	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
	所得	その他の事業 <普通法人> 400万円以下の金額 3.4% 400万円超800万円 5.1% 800万円超の金額 6.7% 軽減税率不適用法人 6.7%	同 左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内 清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内
		<特別法人> 400万円以下の金額 3.4% 400万円超の金額 4.6% 軽減税率不適用法人 4.6%	同 左	イ 残余財産の一部を分配する場合は分配の都度その日の前日まで ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
	[外形標準課税]	<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額 0.3% 400万円超800万円 0.5% 800万円超の金額 0.7% 軽減税率不適用法人 0.7%	同 左	
	付加価値割	付加価値額 1.2%		
	資本割	資本金等の金額 0.5%		
		(注)平成22年10月1日以後解散した法人については清算所得課税は廃止され所得課税となるため、通常の所得に対する税率が適用される。		

4 税 率 に 関 す る 調

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
事業税	収入金額	〔令和元年10月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕 電気・ガス供給業（注）、生命・損害保険事業 1.0%	同 左	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
	所得	その他の事業（注：ガス供給業一部事業を含む） <普通法人> 400万円以下の金額 3.5% 400万円超800万円 5.3% 800万円超の金額 7.0% 軽減税率不適用法人 7.0%	同 左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
				清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内
		<特別法人> 400万円以下の金額 3.5% 400万円超の金額 4.9% 軽減税率不適用法人 4.9%	同 左	イ 残余財産の一部を分配する場合は分配の都度その日の前日まで
	[外形標準課税]	<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額 0.4% 400万円超800万円 0.7% 800万円超の金額 1.0% 軽減税率不適用法人 1.0%	同 左	ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
	付加価値割 資本割	付加価値額 1.2% 資本金等の金額 0.5%		
		(注)平成22年10月1日以後解散した法人については清算所得課税は廃止され所得課税となるため、通常の所得に対する税率が適用される。		
	収入金額	〔令和2年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕 電気・ガス供給業（注）、生命・損害保険事業 1.0%	同 左	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
	所得	その他の事業（注：ガス供給業一部事業を含む） <普通法人> 400万円以下の金額 3.5% 400万円超800万円 5.3% 800万円超の金額 7.0% 軽減税率不適用法人 7.0%	同 左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
				清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内
		<特別法人> 400万円以下の金額 3.5% 400万円超の金額 4.9% 軽減税率不適用法人 4.9%	同 左	イ 残余財産の一部を分配する場合は分配の都度その日の前日まで
	[外形標準課税]	<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額 0.4% 400万円超800万円 0.7% 800万円超の金額 1.0% 軽減税率不適用法人 1.0%	同 左	ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
	付加価値割 資本割	付加価値額 1.2% 資本金等の金額 0.5%		
	収入割 所得割	(注)電気供給業の一部事業法人<普通法人・特別法人> 収入金額 0.75% 所得金額 1.85%	同 左	
	収入割 付加価値割 資本割	<資本金1億円超普通法人> 収入金額 0.75% 付加価値額 0.37% 資本金等の金額 0.15%	同 左	

4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和6年度	令和7年度	
事業税	収入金額	〔令和4年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
		電気・ガス供給業（注）、 生命・損害保険事業	1.0%	
	所得	その他の事業 （注：ガス供給業一部事業を含む） ＜普通法人＞		中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
		400万円以下の金額	3.5%	
		400万円超800万円		清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内
		以下の金額	5.3%	
		800万円超の金額	7.0%	イ 残余財産の一部を分配する場合は分配の都度その日の前日まで
		軽減税率不適用法人	7.0%	
		＜特別法人＞		ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
		400万円以下の金額	3.5%	
		400万円超の金額	4.9%	
		軽減税率不適用法人	4.9%	
	[外形標準課税] 所得割 付加価値割 資本割	＜資本金1億円超普通法人＞		
		所得金額	1.0%	
		付加価値額	1.2%	
	収入割 所得割	（注）電気供給業の一部事業法人 ＜普通法人・特別法人＞		
		収入金額	0.75%	
		所得金額	1.85%	
	収入割 付加価値割 資本割	＜資本金1億円超普通法人＞		
		収入金額	0.75%	
		付加価値額	0.37%	
	収入割 付加価値割 資本割	（注）特定ガス供給業を行う法人		
		収入金額	0.48%	
		付加価値額	0.77%	
		資本金等の金額	0.32%	

4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和6年度	令和7年度	
地方消費税	消費税額	78分の22	同 左	消費税（国税）に同じ
不動産取得税	取得した不動産の価格	住宅以外の家屋 4.0% 土地・住宅 3.0%	同 左	納税通知書に定める日
県たばこ税	売渡し等本数	1,000本につき H30.10.1から 930円 R02.10.1から 1,000円 R03.10.1から 1,070円	同 左	当月分を翌月末日
		旧3級品1,000本につき R01.10.1から 930円 R02.10.1から 1,000円 R03.10.1から 1,070円		特例税率を段階的に廃止
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の1人1日の利用行為	ゴルフ場（1人1日につき） 1級 1,200円 2級 1,150円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 650円 7級 500円 8級 400円 9級 350円	同 左	当月分を翌月15日
自動車税環境性能割	自動車の取得価格	営業用 燃費性能基準達成度等に応じて 0.5% 1% 2% 自家用 燃費性能基準達成度等に応じて 1% 2% 3% ※令和元年10月1日新設	同 左	新規登録又は使用届出の時 移転があった日から15日を経過する日（その日前に登録を受けたときは登録の時） 自動車検査証又は軽自動車届出済証の記載事項の変更があった日から15日を経過する日（その日前に検査証又は届出済証の記入を受けたときは記入の時）

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	1. 乗用車 (総排気量) 1リットル以下	1. 乗用車 同 左	5月15日～5月31日
		営業用 { 本則 7,500円 15%重課 8,600円 50%軽課 4,000円 75%軽課 2,000円		
		自家用 { R1.10.1以降 初回新規登録車 25,000円 50%軽課 12,500円 75%軽課 6,500円 R1.9.30以前 初回新規登録車 29,500円 15%重課 33,900円 50%軽課 15,000円 75%軽課 7,500円		
		1リットルを超え1.5リットル以下		
		営業用 { 本則 8,500円 15%重課 9,700円 50%軽課 4,500円 75%軽課 2,500円		
		自家用 { R1.10.1以降 初回新規登録車 30,500円 50%軽課 15,500円 75%軽課 8,000円 R1.9.30以前 初回新規登録車 34,500円 15%重課 39,600円 50%軽課 17,500円 75%軽課 9,000円		
		1.5リットルを超え2リットル以下		
		営業用 { 本則 9,500円 15%重課 10,900円 50%軽課 5,000円 75%軽課 2,500円		
		自家用 { R1.10.1以降 初回新規登録車 36,000円 50%軽課 18,000円 75%軽課 9,000円 R1.9.30以前 初回新規登録車 39,500円 15%重課 45,400円 50%軽課 20,000円 75%軽課 10,000円		
		2リットルを超え2.5リットル以下		
営業用 { 本則 13,800円 15%重課 15,800円 50%軽課 7,000円 75%軽課 3,500円				
自家用 { R1.10.1以降 初回新規登録車 43,500円 50%軽課 22,000円 75%軽課 11,000円 R1.9.30以前 初回新規登録車 45,000円 15%重課 51,700円 50%軽課 22,500円 75%軽課 11,500円				
2.5リットルを超え3リットル以下				
営業用 { 本則 15,700円 15%重課 18,000円 50%軽課 8,000円 75%軽課 4,000円				
自家用 { R1.10.1以降 初回新規登録車 50,000円 50%軽課 25,000円 75%軽課 12,500円 R1.9.30以前 初回新規登録車 51,000円 15%重課 58,600円 50%軽課 25,500円 75%軽課 13,000円				

税目	課 税 標 準	税 率		納 期		
		令和6年度	令和7年度			
自動車 (課税客体)	自動車 (課税客体)	3リットルを超え3.5リットル以下		同 左		
		営業用	本則		17,900円	
			15%重課		20,500円	
			50%軽課		9,000円	
			75%軽課		4,500円	
		自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車		57,000円	
					50%軽課	28,500円
					75%軽課	14,500円
					R1.9.30以前 初回新規登録車	58,000円
			15%重課		66,700円	
					50%軽課	29,000円
					75%軽課	14,500円
3.5リットルを超え4リットル以下						
営業用	本則	20,500円				
	15%重課	23,500円				
	50%軽課	10,500円				
	75%軽課	5,500円				
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	65,500円				
		50%軽課	33,000円			
		75%軽課	16,500円			
		R1.9.30以前 初回新規登録車	66,500円			
	15%重課	76,400円				
		50%軽課	33,500円			
		75%軽課	17,000円			
		4リットルを超え4.5リットル以下				
営業用	本則	23,600円				
	15%重課	27,100円				
	50%軽課	12,000円				
	75%軽課	6,000円				
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	75,500円				
		50%軽課	38,000円			
		75%軽課	19,000円			
		R1.9.30以前 初回新規登録車	76,500円			
	15%重課	87,900円				
		50%軽課	38,500円			
		75%軽課	19,500円			
		4.5リットルを超え6リットル以下				
営業用	本則	27,200円				
	15%重課	31,200円				
	50%軽課	14,000円				
	75%軽課	7,000円				
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	87,000円				
		50%軽課	43,500円			
		75%軽課	22,000円			
		R1.9.30以前 初回新規登録車	88,000円			
	15%重課	101,200円				
		50%軽課	44,000円			
		75%軽課	22,000円			
		6リットルを超えるもの				
営業用	本則	40,700円				
	15%重課	46,800円				
	50%軽課	20,500円				
	75%軽課	10,500円				
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	110,000円				
		50%軽課	55,000円			
		75%軽課	27,500円			
		R1.9.30以前 初回新規登録車	111,000円			
	15%重課	127,600円				
		50%軽課	55,500円			
		75%軽課	28,000円			
		(注) ロータリー・エンジン車にあっては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。				

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	2. トラック (1) 普通トラック (最大積載量) 1トン以下	2. トラック 同 左	5月15日～5月31日
		営業用 { 本則 6,500円 10%重課 7,100円 50%軽課 3,500円 75%軽課 2,000円		
		自家用 { 本則 8,000円 10%重課 8,800円 50%軽課 4,000円 75%軽課 2,000円		
		1トン超2トン以下		
		営業用 { 本則 9,000円 10%重課 9,900円 50%軽課 4,500円 75%軽課 2,500円		
		自家用 { 本則 11,500円 10%重課 12,600円 50%軽課 6,000円 75%軽課 3,000円		
		2トン超3トン以下		
		営業用 { 本則 12,000円 10%重課 13,200円 50%軽課 6,000円 75%軽課 3,000円		
		自家用 { 本則 16,000円 10%重課 17,600円 50%軽課 8,000円 75%軽課 4,000円		
		3トン超4トン以下		
		営業用 { 本則 15,000円 10%重課 16,500円 50%軽課 7,500円 75%軽課 4,000円		
		自家用 { 本則 20,500円 10%重課 22,500円 50%軽課 10,500円 75%軽課 5,500円		
4トン超5トン以下				
営業用 { 本則 18,500円 10%重課 20,300円 50%軽課 9,500円 75%軽課 5,000円				
自家用 { 本則 25,500円 10%重課 28,000円 50%軽課 13,000円 75%軽課 6,500円				
5トン超6トン以下				
営業用 { 本則 22,000円 10%重課 24,200円 50%軽課 11,000円 75%軽課 5,500円				
自家用 { 本則 30,000円 10%重課 33,000円 50%軽課 15,000円 75%軽課 7,500円				
6トン超7トン以下				
営業用 { 本則 25,500円 10%重課 28,000円 50%軽課 13,000円 75%軽課 6,500円				
自家用 { 本則 35,000円 10%重課 38,500円 50%軽課 17,500円 75%軽課 9,000円				
7トン超8トン以下				
営業用 { 本則 29,500円 10%重課 32,400円 50%軽課 15,000円 75%軽課 7,500円				
自家用 { 本則 40,500円 10%重課 44,500円 50%軽課 20,500円 75%軽課 10,500円				

4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和6年度	令和7年度	
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	8トン超		同左
		営業用 { 本則 29,500円 10%重課 32,400円 50%軽課 15,000円 75%軽課 7,500円		
		自家用 { 本則 40,500円 10%重課 44,500円 50%軽課 20,500円 75%軽課 10,500円		
		に8トンを超える部分に対して		
		営業用 { 本則 4,700円 10%重課 5,100円 50%軽課 2,400円 75%軽課 1,200円		
		自家用 { 本則 6,300円 10%重課 6,900円 50%軽課 3,200円 75%軽課 1,600円		
		を1トンまでごとに加算した額		
		(2) けん引車		
		ア 小型自動車		
		営業用 { 本則 7,500円 10%重課 8,200円 50%軽課 4,000円 75%軽課 2,000円		
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	自家用 { 本則 10,200円 10%重課 11,200円 50%軽課 5,500円 75%軽課 3,000円		5月15日～5月31日
		イ 普通自動車		
		営業用 { 本則 15,100円 10%重課 16,600円 50%軽課 8,000円 75%軽課 4,000円		
		自家用 { 本則 20,600円 10%重課 22,600円 50%軽課 10,500円 75%軽課 5,500円		
		(3) 被けん引車		
		ア 小型自動車		
		営業用 3,900円 自家用 5,300円		
		イ 普通自動車		
		最大積載量8トン以下		
		営業用 7,500円 自家用 10,200円		
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	最大積載量8トン超		同左
		営業用 7,500円 自家用 10,200円		
		に8トンを超える部分に対して		
		営業用 3,800円 自家用 5,100円		
		を1トンまでごとに加算した額		
		3. 3輪の小型自動車		
		営業用 { 本則 4,500円 15%重課 5,100円 50%軽課 2,500円 75%軽課 1,500円		
		自家用 { 本則 6,000円 15%重課 6,900円 50%軽課 3,000円 75%軽課 1,500円		
		(注) ローター・エンジン車にあっては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。		

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
自動車 税 種 別 割	自動車 (課税客体)	4. バス(乗車定員) (1) 営業用 ア 一般乗合用	4. バス(乗車定員) 同 左	5月15日～5月31日
		30人以下 { 本則 12,000円 50%軽減 6,000円 75%軽減 3,000円		
		30人超 { 本則 14,500円 50%軽減 7,500円 40人以下 { 75%軽減 4,000円		
		40人超 { 本則 17,500円 50%軽減 9,000円 50人以下 { 75%軽減 4,500円		
		50人超 { 本則 20,000円 50%軽減 10,000円 60人以下 { 75%軽減 5,000円		
		60人超 { 本則 22,500円 50%軽減 11,500円 70人以下 { 75%軽減 6,000円		
		70人超 { 本則 25,500円 50%軽減 13,000円 80人以下 { 75%軽減 6,500円		
		80人超 { 本則 29,000円 50%軽減 14,500円 75%軽減 7,500円		
		イ その他		
		30人以下 { 本則 26,500円 10%重課 29,100円 50%軽減 13,500円 75%軽減 7,000円		
		30人超 { 本則 32,000円 10%重課 35,200円 40人以下 { 50%軽減 16,000円 75%軽減 8,000円		
		40人超 { 本則 38,000円 10%重課 41,800円 50人以下 { 50%軽減 19,000円 75%軽減 9,500円		
		50人超 { 本則 44,000円 10%重課 48,400円 60人以下 { 50%軽減 22,000円 75%軽減 11,000円		
		60人超 { 本則 50,500円 10%重課 55,500円 70人以下 { 50%軽減 25,500円 75%軽減 13,000円		
		70人超 { 本則 57,000円 10%重課 62,700円 80人以下 { 50%軽減 28,500円 75%軽減 14,500円		
		80人超 { 本則 64,000円 10%重課 70,400円 50%軽減 32,000円 75%軽減 16,000円		
		(2) 自家用 ア スクールバス		
		30人以下 { 本則 12,000円 10%重課 13,200円 50%軽減 6,000円 75%軽減 3,000円		
		30人超 { 本則 14,500円 10%重課 15,900円 40人以下 { 50%軽減 7,500円 75%軽減 4,000円		
		40人超 { 本則 17,500円 10%重課 19,200円 50人以下 { 50%軽減 9,000円 75%軽減 4,500円		
50人超 本則 20,000円 10%重課 22,000円 60人以下 50%軽減 10,000円 75%軽減 5,000円				

4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和6年度	令和7年度	
自動車 税	自動車 (課税客体)		同 左	5月15日～5月31日
	60人超	本則 22,500円 10%重課 24,700円		
	70人以下	50%軽課 11,500円 75%軽課 6,000円		
	70人超	本則 25,500円 10%重課 28,000円		
	80人以下	50%軽課 13,000円 75%軽課 6,500円		
	80人超	本則 29,000円 10%重課 31,900円 50%軽課 14,500円 75%軽課 7,500円		
	イ その他			
	30人以下	本則 33,000円 10%重課 36,300円 50%軽課 16,500円 75%軽課 8,500円		
	30人超	本則 41,000円 10%重課 45,100円 50%軽課 20,500円 75%軽課 10,500円		
	40人超	本則 49,000円 10%重課 53,900円 50%軽課 24,500円 75%軽課 12,500円		
自動車 種 別 割	50人超	本則 57,000円 10%重課 62,700円 50%軽課 28,500円 75%軽課 14,500円		5月15日～5月31日
	60人以下	本則 65,500円 10%重課 72,000円 50%軽課 33,000円 75%軽課 16,500円		
	60人超	本則 74,000円 10%重課 81,400円 50%軽課 37,000円 75%軽課 18,500円		
	70人以下	本則 83,000円 10%重課 91,300円 50%軽課 41,500円 75%軽課 21,000円		
	70人超	5. キャンピング車、事務室車、放送宣 伝車その他これらに類する特種用途車で 改造前の構造がバス以外のもの	5. キャンピング車、事務室車、放送宣 伝車その他これらに類する特種用途車で 改造前の構造がバス以外のもの	
	80人以下	(総排気量) 1リットル以下	同 左	
	自家用	R1. 10. 1以降 初回新規登録車 20,000円 50%軽課 10,000円 75%軽課 5,000円		
	1.5リットルを超え1.5リットル以下	R1. 9. 30以前 初回新規登録車 23,600円 15%重課 27,100円 50%軽課 12,000円 75%軽課 6,000円		
	1.5リットルを超え2リットル以下	R1. 10. 1以降 初回新規登録車 24,400円 50%軽課 12,500円 75%軽課 6,500円		
	自家用	R1. 9. 30以前 初回新規登録車 27,600円 15%重課 31,700円 50%軽課 14,000円 75%軽課 7,000円		
自動車 種 別 割	1.5リットルを超え2リットル以下	R1. 10. 1以降 初回新規登録車 28,800円 50%軽課 14,500円 75%軽課 7,500円		5月15日～5月31日
	自家用	R1. 9. 30以前 初回新規登録車 31,600円 15%重課 36,300円 50%軽課 16,000円 75%軽課 8,000円		

4 税率に関する調

税目	課 税 標 準	税 率		納 期	
		令和6年度	令和7年度		
自動車 (課税客体)	自動車 (課税客体)	2リットルを超え2.5リットル以下		同 左	
		自家用	R1. 10. 1以降 初回新規登録車		34,800円
			50%軽課		17,500円
			75%軽課		9,000円
			R1. 9. 30以前 初回新規登録車		36,000円
			15%重課		41,400円
			50%軽課		18,000円
			75%軽課		9,000円
			2.5リットルを超え3リットル以下		
			自家用		R1. 10. 1以降 初回新規登録車
50%軽課	20,000円				
75%軽課	10,000円				
R1. 9. 30以前 初回新規登録車	40,800円				
15%重課	46,900円				
50%軽課	20,500円				
75%軽課	10,500円				
3リットルを超え3.5リットル以下					
自家用	R1. 10. 1以降 初回新規登録車	45,600円			
	50%軽課	23,000円			
	75%軽課	11,500円			
	R1. 9. 30以前 初回新規登録車	46,400円			
	15%重課	53,300円			
	50%軽課	23,500円			
	75%軽課	12,000円			
	3.5リットルを超え4リットル以下				
	自家用	R1. 10. 1以降 初回新規登録車	52,400円		
		50%軽課	26,500円		
75%軽課		13,500円			
R1. 9. 30以前 初回新規登録車		53,200円			
15%重課		61,100円			
50%軽課		27,000円			
75%軽課		13,500円			
4リットルを超え4.5リットル以下					
自家用		R1. 10. 1以降 初回新規登録車	60,400円		
		50%軽課	30,500円		
	75%軽課	15,500円			
	R1. 9. 30以前 初回新規登録車	61,200円			
	15%重課	70,300円			
	50%軽課	31,000円			
	75%軽課	15,500円			
	4.5リットルを超え6リットル以下				
	自家用	R1. 10. 1以降 初回新規登録車	69,600円		
		50%軽課	35,000円		
75%軽課		17,500円			
R1. 9. 30以前 初回新規登録車		70,400円			
15%重課		80,900円			
50%軽課		35,500円			
75%軽課		18,000円			
6リットル超					
自家用		R1. 10. 1以降 初回新規登録車	88,000円		
		50%軽課	44,000円		
	75%軽課	22,000円			
	R1. 9. 30以前 初回新規登録車	88,800円			
	15%重課	102,100円			
	50%軽課	44,500円			
	75%軽課	22,500円			

4 税率に関する調

税目	課 税 標 準	税 率		納 期		
		令和6年度	令和7年度			
自動車 (課税客体)	6. キャンピング車、事務室車、放送宣伝車その他これらに類する特種用途車で改造前の構造がバスのもの (構造変更前の乗車定員)	30人以下	同 左	5月15日～5月31日		
		自家用 { 本則 26,400円 10%重課 29,000円 50%軽課 13,500円 75%軽課 7,000円				
		30人を超え40人以下	自家用 { 本則 32,800円 10%重課 36,000円 50%軽課 16,500円 75%軽課 8,500円			
		40人を超え50人以下	自家用 { 本則 39,200円 10%重課 43,100円 50%軽課 20,000円 75%軽課 10,000円			
		50人を超え60人以下	自家用 { 本則 45,600円 10%重課 50,100円 50%軽課 23,000円 75%軽課 11,500円			
		60人を超え70人以下	自家用 { 本則 52,400円 10%重課 57,600円 50%軽課 26,500円 75%軽課 13,500円			
		70人を超え80人以下	自家用 { 本則 59,200円 10%重課 65,100円 50%軽課 30,000円 75%軽課 15,000円			
		80人超	自家用 { 本則 66,400円 10%重課 73,000円 50%軽課 33,500円 75%軽課 17,000円			
		7. トラック中最大乗車定員4人以上のものは次の金額を加算する。	7. トラック中最大乗車定員4人以上のものは次の金額を加算する。			
		総排気量1リットル以下	同 左			
		営業用 { 本則 3,700円 10%重課 4,100円 50%軽課 1,800円 75%軽課 1,000円				
		自家用 { 本則 5,200円 10%重課 5,700円 50%軽課 2,600円 75%軽課 1,300円				
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下				
		営業用 { 本則 4,700円 10%重課 5,200円 50%軽課 2,300円 75%軽課 1,200円				
		自家用 { 本則 6,300円 10%重課 6,900円 50%軽課 3,200円 75%軽課 1,600円				
		総排気量1.5リットル超				
		営業用 { 本則 6,300円 10%重課 6,900円 50%軽課 3,200円 75%軽課 1,600円				
		自家用 { 本則 8,000円 10%重課 8,800円 50%軽課 4,000円 75%軽課 2,000円				
		(注) ローター・エンジン車にあっては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。				

4 税 率 に 関 す る 調

税目	課 税 標 準	税 率		納 期
		令和6年度	令和7年度	
鉱 区 税	鉱区の面積	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の 鉱区 (1) 試掘鉱区面積100アールご とに 200円 (2) 採掘鉱区 // 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱 区 面積100アールごとに 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目 的とする鉱業権の鉱区につい ての税率は1の(1)、(2) に規定する税率の3分の2	同 左 同 左 同 左	5月1日～5月31日
固定 資産税	大規模の償却資産のうち市 町村が課することのできる 固定資産税の課税標準とな るべき金額を超える部分の 金額	1.4%	同 左	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日
自 動 車 取 得 税	自動車の取得 価格	2% (軽自動車を除く 3%) 自家用自動車 ※令和元年9月30日で廃止	廃 止	新規登録又は使用届出の時 移転があった日から15日を経過する 日(その日前に登録を受けたときは 登録の時) 自動車検査証又は軽自動車届出済証 の記載事項の変更があった日から15 日を経過する日(その日前に検査証 又は届出済証の記入を受けたときは 記入の時)
軽油 引取税	現実の納入を伴う引取りに 係る軽油の数量	1キロリットルにつき 32,100円	同 左	当月分を翌月末日
狩 税		1. (1) 第1種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で(2) に掲げる者以外の者 16,500円 (2) 第1種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、当該 年度の都道府県民税の所得割 額を納付することを要しない 者のうち、控除対象配偶者又 は扶養親族に該当する者(農 林水産業に従事している者を 除く)以外の者 11,000円 (3) 網猟免許又はわな猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者 で(4)に掲げる者以外の者 8,200円 (4) 網猟免許又はわな猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者 で、当該年度の都道府県民税 の所得割額を納付することを 要しない者のうち、控除対象 配偶者又は扶養親族に該当す る者(農林水産業に従事して いる者を除く)以外の者 5,500円 (5) 第2種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者 5,500円 2. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者 の登録 1に規定する税率の4分の1	同 左	狩猟者の登録を受ける日

税目	課 税 標 準	税 率	納 期
		令和6年度	
狩 猟 税		3. 1. の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 1に規定する税率の4分の3 4. 対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 課税免除 5. 許可捕獲者・許可捕獲等従事者に係る狩猟者の登録 1に規定する税率の2分の1	同 左 狩猟者の登録を受ける日
産 業 廃 棄 物 税		1. 県内の焼却施設、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者、中間処理業者 焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円 最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円 2. 県内にある自己所有の焼却施設、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者 焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円 最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円	申告と納付の期限 1月1日～ 3月31日 4月末日 4月1日～ 6月30日 7月末日 7月1日～ 9月30日 10月末日 10月1日～12月31日 翌年1月末日 同 左 同 左